（別紙５－ｂ）回答フォーマット

回答日付：

法人名または所属団体名：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

（注）ご意見をいただいた方の法人または所属団体名は公表させていただく場合があります。また、ご意見の内容についても、提出者が特定されない形で公表させて頂く場合がございます。ご意見に付記されたお名前やご連絡先等の個人情報については、ご意見の内容に不明な点があった場合等に連絡・確認をさせていただく際に利用いたします。

（質問１）O/N RFR 複利（前決め）（「選択肢（１）」）の要件に関する質問です。
「計算日」と「リセット日」を同日とする等の公示を前提とした要件案について、提示している項目以外に考慮すべき点や、その他ご意見等がございましたらご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問２）O/N RFR 複利（後決め）（「選択肢（２）」）の要件に関する質問です。
「Lock out方式」、「Delay方式」および「Reset days prior方式」の３方式を提示していますが、当該３方式またはそれ以外の方式も含めて選好する方式がございましたらご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問３）O/N RFR 複利（後決め）（「選択肢（２）」）の要件に関する質問です。
「計算日」から「金利支払日」まで２営業日および５営業日とする等の公示を前提とした要件案について、賛否をご教示ください。また、要件案として提示している項目以外に考慮すべき点や、その他ご意見等がございましたらご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答）賛・否 |

（質問４）ターム物RFR金利（スワップ）（「選択肢（３）」）に関する質問です。
「フェーズ１」で参考値を算出・公表し、「フェーズ２」で実際の契約で参照される確定値を算出・公表する段階的対応について、賛否とその理由をご教示ください。また、「フェーズ１」から「フェーズ２」への移行時期を含め、その他ご意見等がございましたらご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答）賛・否 |

（質問５）ターム物RFR金利（スワップ）（「選択肢（３）」）の要件に関する質問です。
フェーズ１では基本的により多くのデータを対象にしつつデータの精度を見定めていくこと、データの信頼性等を確保する対応を講じていること、ウォーターフォール手法を前提に対応を進めていくこと、データの取得先をブローカー３社程度とすることといった具体的要件（別紙２－ｃの内容を含みます）について、ご意見等がございましたらご教示ください。また、別紙２－ｃに具体的要件として提示している項目以外に考慮すべき点がございましたらご教示ください

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問６）貸出におけるフォールバックのトリガー（論点１）に関する質問です。
検討委員会では、貸出におけるトリガーの内容について、少なくとも公表停止トリガーの設定が推奨され、その他のトリガーは必要に応じて設定することが考えられるとされていますが、これについて賛否とその理由をご教示ください。また、否の場合、可能な範囲で具体的な対案をご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答）賛・否 |

（質問７）貸出におけるフォールバックの後継金利（論点２）に関する質問です。
検討委員会では、貸出における後継金利として、基本的に、O/N RFR 複利（後決め）（「選択肢（２）」）、ターム物RFR金利（スワップ）（「選択肢（３）」）、ターム物RFR金利（先物）（「選択肢（４）」）もしくはTIBOR（「選択肢（５）」）と、「過去の中央値・平均値アプローチ」の組み合わせが支持されていますが、このうちいずれが望ましいかについて理由と併せてご教示ください。また、その他の組み合わせが望ましい等、その他のご意見等がございましたらご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問８）貸出におけるフォールバック手続（論点３）に関する質問です。
検討委員会では、貸出におけるフォールバック手続として、フォールバック条項の導入時に後継金利を決定する方法（ハードワイヤードアプローチ）と、後継金利をトリガー時に決定する方法（修正アプローチ）の２つの選択肢があると考えていますが、どちらが望ましいか、理由と併せてご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問９）質問８において、修正アプローチが望ましいと回答した場合、トリガー抵触時における後継金利の決定についていわゆる「ネガティブ・コンセント」の手続を取ることが考えられますが、これについて賛否とその理由をご教示ください。また、否の場合、可能な範囲で具体的な対案をご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答）賛・否 |

（質問10）債券におけるフォールバックのトリガー（論点１）や後継金利（論点２）に関する質問です。
検討委員会では、債券におけるトリガーや後継金利の内容を、ISDAデリバティブのフォールバックの内容と揃えることが考えられるとされていますが、これについて賛否とその理由をご教示ください。また、否の場合、可能な範囲で具体的な対案をご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答）賛・否 |

（質問11）債券におけるフォールバック手続（論点３）に関する質問です。
検討委員会では、債券は発行要項の変更に伴う投資家からの同意取得にかかる発行体等の事務負担が重いことに鑑み、フォールバック条項の導入時に後継金利を決定（「ハードワイヤードアプローチ」）することが支持されていますが、これに関する賛否とその理由をご教示ください。また、否の場合、可能な範囲で具体的な対案をご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答）賛・否 |

（質問12）債券においては契約変更手続として社債権者集会が会社法上に規定されていますが、同集会への対応が必要になると見込まれる債券を発行または保有している場合には、各社において、社債権者集会の開催によらない対応（発行体による早期償還の実施等）を検討していましたら、その方法についてご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問13）検討委員会では、貸出の代替金利指標の方向性として、ターム物RFR金利（スワップ）（「選択肢（３）」）またはターム物RFR金利（先物）（「選択肢（４）」）の将来における恒久的な利用、次いでTIBOR（「選択肢（５）」）の恒久的な利用が支持されていますが、これらについて賛否とその理由をご教示ください。また、これ以外の選択肢の利用が望ましいと考えている場合には、貸出において恒久的に利用する代替金利指標として望ましいと考える選択肢について、理由と併せてご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答）賛・否 |

（質問14）質問13において、ターム物RFR金利（スワップ）（「選択肢（３）」）またはターム物RFR金利（先物）（「選択肢（４）」）の将来における恒久的な利用が望ましいと回答した場合、これらの構築までの間、どの代替金利指標を暫定的に利用することが望ましいについて理由と併せてお聞かせください。また、その他ご意見等がございましたらご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問15）検討委員会では、債券の代替金利指標の方向性として、ターム物RFR金利（スワップ）（「選択肢（３）」）・ターム物RFR金利（先物）（「選択肢（４）」）の将来的な利用、またはO/N RFR 複利（後決め）（「選択肢（２）」）の恒久的な利用が支持されているほか、TIBOR（「選択肢（５）」）の恒久的な利用を望む声もありますが、このうちいずれが望ましいかについて理由と併せてご教示ください。また、その他ご意見等がございましたらご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問16）質問15においてターム物RFR金利（スワップ）（「選択肢（３）」）またはターム物RFR金利（先物）（「選択肢（４）」）の将来的な利用が望ましいと回答した場合、これらの構築までの間、どの代替金利指標を暫定的に利用することが望ましいかについて理由と併せてご教示ください。なお、理由については、金利指標の特性等に関する理論的な側面のみならず、例えば、システム投資にかかるコスト等の実務的な観点からでも結構ですので、できるだけ具体的な記載をお願いいたします。

|  |
| --- |
| （回答） |

（質問17）質問14および16において、O/N RFR 複利（後決め）（「選択肢（２）」）の暫定的な利用が望ましいと回答した場合、各社における事務・システム面での対応の可否についてご教示ください。商品によって対応の可否が異なる場合は、商品ごとにご教示ください。

|  |
| --- |
| （回答）可・否 |

（問18）本市中協議文書に記載されている検討事項のほかに、検討すべきと考えられる論点等がございましたら、ご教示ください。なお、本質問は、各社において実務的準備を円滑に進められるよう、必ずしも本文で言及していない事項を含む検討事項の洗い出しと、その還元を目的としています。集まった意見の内容によっては、業界団体等が中心となって、対応を進めていくことも考えられます。

|  |
| --- |
| （回答） |